

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札の参加要件標準

(平成20年3月17日建管-2460)

この標準は、建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱（平成20年3月17日付け建管-2460、以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する入札参加資格として定めるべき要件に関し必要な事項を定める。

第1章 土木関係建設コンサルタント業務

1-1 参加要件

設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）、農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）又は森林整備保全調査等業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）、漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部）を適用する土木関係建設コンサルタント業務については、別表-1～6に応じて発注業務を業務A～Dに区分し、入札に参加できる者の要件について、表1-1、表1-2及び表1-3を標準として定めるものとする。

別表1～6にない業務については、業務難易度等を勘案し、適切に業務区分を設定するものとする。

- (1) 設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）又は漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部）を適用する業務の標準要件（表1-1）

要件		業務区分			
		業務A	業務B	業務C	業務D
地域	地域要件 (注1,2)	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・準県内	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 注3)	会社	(必要に応じて) 同種類業務実績	(必要に応じて) 同種類業務実績	同種類業務実績	同種類業務実績
	管理技術者	—	(必要に応じて) 同種類業務実績	同種類業務実績	同種類業務実績
	照査技術者	—	—	同種類業務実績	同種類業務実績
配置 予定 技術 者の 資格 注4) 注5)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)	・技術士 (部門指定)
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)

注1) 営業所とは建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注2) 準県内（準県内とは、当該業務部門に係る技術士、技術士同等又はRCCMの資格を有する技術者が常勤（入札参加資格確認申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係及び県内に居住していること）する営業所をいう。）においては、準県内要件に係る技術者の雇用関係及び常勤性を、健康保険被保険者証（資格取得年月日及び事業所名の記載があるものに限る。）等の写し、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）の写しにより確認するものとする。なお、転勤等の事情により3ヶ月以上居住している住民票を確認できない場合は、技術者が継続して配置されていることを確認でき

る前任者の住民票と併せて確認するものとする。

注3) 同種類似業務の実績は、国（事業団を含む）、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）、地方公共団体又は秋田県における市町村橋梁等長寿命化連絡協議会（以下「国等」という。）から受注した業務とする。

注4) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。

注5) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号ロに該当する者をいう。

注6) 業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。

注7) 総合評価落札方式を適用する場合にあつては、会社、管理技術者及び照査技術者の同種・類似業務実績要件を求めるものとする。

注8) 業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保できる場合にあつては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。

(2) 農業農村整備業務標準積算基準書(秋田県農林水産部)を適用する業務の標準要件（表1-2）

要件		業務区分			
		業務A	業務B	業務C	業務D
地域 注1)	地域要件	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 注2)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務実績	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	管理技術者	—	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	照査技術者	—	—	同種類似業務実績	同種類似業務実績
配置 予定 技術 者の 資格 注3) 注4)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定) ・農業土木技術管理士	・技術士 (部門指定)

注1) 営業所とは登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規程の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。

注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号ロに該当する者をいう。

注5) 業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。

注6) 業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保できる場合にあつては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。

(3) 森林整備保全調査等業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）を適用する業務の標準要件（表 1-3）

要件		業務区分			
		業務A	業務B	業務C	業務D
地域	地域要件 (注1,2)	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所	・県内に主たる営業所 ・県内に営業所	・東北管内に主たる営業所 ・東北管内に営業所
実績 注3)	会社	(必要に応じて) 同種類似業務実績	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	管理技術者	—	(必要に応じて) 同種類似業務実績	同種類似業務実績	同種類似業務実績
	照査技術者	—	—	同種類似業務実績	同種類似業務実績
配置 予定 技術者の 資格 注4) 注5)	管理技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)
	照査技術者	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 ・技術士同等 ・RCCM (全て部門指定)	・技術士 (部門指定)

注1) 営業所とは登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所とし、主たる営業所とは登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

注2) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注3) 管理技術者又は照査技術者の部門指定は、登録規定の別表に掲げる各登録部門を指定するものとする。なお、部門指定にあたっては、業務内容により複数の部門を指定することができるものとする。

注4) 技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。

注5) 業務Aであって3百万円未満の業務は照査技術者の資格を問わない。

注6) 業務Dで高度な技術力を必要とする場合は、地域要件を拡大できるものとする。また、競争性が確保できる場合にあっては、「県内に主たる営業所または営業所」とすることができるものとする。

1-2 その他

- (1) 競争性の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を拡大するものとする。
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務のうち設計業務等標準積算基準書（秋田県建設部）、農業農村整備業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）、森林整備調査等保全業務標準積算基準書（秋田県農林水産部）又は漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部）を適用しない業務であっても、この基準に準じて取り扱うことができるものとする。

第2章 建築関係建設コンサルタント業務

2-1 参加要件

建築関係建設コンサルタント業務については、予定価格に応じて発注業務を表2-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表2-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表 (表2-1)

業務区分	業務内容	
業務A	新築の設計業務	予定価格が5百万円未満の業務
業務B		予定価格が5百万円以上1千万円未満の業務
業務C		予定価格が1千万円以上2千万円未満の業務
業務D		予定価格が2千万円以上4千万円未満の業務
業務E		予定価格が4千万円以上WTO対象額未満の業務
業務F	修繕の設計業務	予定価格が3百万円未満の業務
業務G		予定価格が3百万円以上1千万円未満の業務
業務H		予定価格が1千万円以上WTO対象額未満の業務
業務I	耐震診断を含む設計業務	予定価格がWTO対象額未満の業務
業務J	工事監理業務	予定価格が4千万円未満の業務
業務K		予定価格が4千万円以上WTO対象額の業務

※WTO対象額とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び額のうち、「特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約」の区分に定める額とする。

(2) 標準要件 (表2-2)

要件		業務区分				
		業務A	業務B	業務C	業務D	業務E
地域	地域要件	ブロック	県内に主たる営業所			
実績 (注1)	会社	-				
	管理技術者	(必要に応じて) 同種類似業務の実績	同種類似業務の実績			
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	一級建築士(注7)				
	主任技 術者	建築	-			一級建築士
		構造	-			構造建築士等
		電気	-			設備士等(注9)
		機械	-			設備士等
	担当技 術者 (注10)	建築	(必要に応じて) 一級建築士		一級建築士	
		構造	(必要に応じて) 構造建築士等(注8)		構造建築士等	
電気		(必要に応じて) 設備士等		設備士等		
	機械	(必要に応じて) 設備士等		設備士等		
能力評価(注2)		55点未満(注3)	35点以上 55点未満	55点以上		
共同企業体結成要件		-	2者JVも可 (注11)	2者JVも可 (注11)	2者JV以上	3者JV以上
	代表者	-	35点以上 55点未満	55点以上 (注4)	55点以上	
	構成員	-	55点未満	55点未満	35点以上	

要件		業務区分						
		業務F (注13)	業務G (注13)	業務H (注13)	業務I	業務J	業務K	
地域	地域要件	ブロック	県内に主たる営業所					
実績 (注1)	会社	—						
	管理技術者	(必要に応じて)同種類似業務の実績			指定する耐震診断講習の受講者	同種類似業務の実績		
配置 予定 技術者 の 資格	管理技術者	対象建築物が建築士法で求められる建築士の資格(注12)			一級建築士			
	主任 技術者	建築	—	(必要に応じて) 一級建築士	—	(必要に応じて) 一級建築士	一級建築士	
		構造	—	(必要に応じて) 構造建築士等	—	(必要に応じて) 構造建築士等	構造建築士等	
		電気	—	(必要に応じて) 設備士等	—	(必要に応じて) 設備士等	設備士等	
		機械	—	(必要に応じて) 設備士等	—	(必要に応じて) 設備士等	設備士等	
	担当 技術者 (注10)	建築	—	(必要に応じて)一級建築士	—	一級建築士		
		構造	—	(必要に応じて)構造建築士等	—	構造建築士等		
		電気	—	(必要に応じて)設備士等	—	設備士等		
機械		—	(必要に応じて)設備士等	—	設備士等			
能力評価(注2)		55点未満 (注3)	35点以上 55点未満	55点以上	35点以上	設計業務と 同等能力		
共同企業体結成要件		—	2者JVも可 (注11)	(注5)	—	(注6)		
		代表者	—	35点以上 55点未満	(注5)	—	(注6)	
		構成員	—	55点未満	(注5)	—	(注6)	

注1) 同種類似業務の実績は、民間から受注した業務を含むものとする。

注2) 営繕工事設計者業務執行能力評価要領(平成23年1月21日営第699号)の規定に基づく能力評価点をいう。

注3) 高度な設計を求めるなどの必要がある場合は、55点以上の設計者に発注することができる。

注4) 35点以上55点未満の者どうしによるJVも可とする。

注5) 建築物の新築の設計業務の予定価格区分に準ずるものとする。

注6) 業務内容により単独発注することができる。

注7) 「一級建築士」とは、一級建築士の資格を取得後に5年以上の実務経験を有する者をいう。

注8) 「構造建築士等」とは、一級建築士の資格を取得後に5年以上の実務経験を有する者又は構造設計一級建築士の資格を有する者をいう。

注9) 「設備士等」とは、建築設備士の資格を取得後に5年以上の実務経験を有する者又は設備設計一級建築士の資格を有する者をいう。

注10) 主任技術者を配置する場合においては、担当技術者に資格取得後の実務経験年数を求めないことができる。

注11) 単独参加者とJVを結成した者による混合参加の場合は、重複参加は認めない。

注12) 設備工事においては、管理技術者の資格要件を設備士等とすることができる。

注13) 設備工事の設計業務においては、事案毎の業務内容に応じて要件を定めることができる。

第3章 測量業務

3-1 参加要件

秋田県測量業務共通仕様書（以下この章で「測量仕様書」という。）を適用する測量業務については、予定価格に応じて発注業務を表3-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表3-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表3-1）

業務区分	業務内容
業務①	一般的な測量業務で予定価格が3百万円未満のもの
業務②	〃 予定価格が3百万円以上7百万円未満のもの
業務③	〃 予定価格が7百万円以上1千万円未満のもの
業務④	〃 予定価格が1千万円以上3千万円未満のもの
業務⑤	〃 予定価格が3千万円以上のもの
業務⑥	空中写真測量等特殊な技術を要する測量業務

注1) 一般的な測量業務とは、測量仕様書に規定する基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量及び用地測量並びにこれらに類する業務をいう。

注2) 特殊な技術を要する測量業務とは、測量仕様書に規定する空中写真測量及び数値地形測量並びにこれらに類する業務をいう。

(2) 標準要件（表3-2）

要件		業務区分					
		業務①	業務②	業務③	業務④	業務⑤	業務⑥
地域	地域要件	管内に主たる営業所（注2）			県内に主たる営業所		県内に主たる営業所又は営業所（注5）
実績 （注3）	会社	（必要に応じて）同種類似業務の実績（注4）				同種類似業務の実績	
	管理技術者	（必要に応じて）同種類似業務の実績（注4）				同種類似業務の実績	
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	測量士					
	担当技術者	測量士1名及び測量士又は測量士補1名					
資格 者数	技術者保有数	B又はC	A又はB	A		—	
	（測量士及び測量士補の数） （注1）	※A：測量士が6人以上かつ測量士及び測量士補の合計が9人以上 ※B：測量士が4人以上かつ測量士及び測量士補の合計が6人以上（Aを除く） ※C：測量士が2人以上かつ測量士及び測量士補の合計が3人以上（A及びBを除く）					
共同企業体		単独			JV	単独	

注1) 技術者保有数とは会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士及び測量士補の総数（秋田県内の営業所に所属する者に限る。）とする。技術者の雇用関係及び常勤性は、健康保険被保険者証（資格取得年月日及び事業所名の記載があるものに限る。）等の写し、直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書等の写し及び引き続き3ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（入札参加資格確認申請期限の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。）の写しにより確認するものとする。

注2) 業務①、②及び③において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件又は技術者保有数要件を拡大するものとする。

注3) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注4) 3級以上の基準点測量、深淺測量、トンネル隧道における測量等は、技術的難易度を勘案し必要に応じて会社及び管理技術者の入札参加資格に同種類似業務の実績要件を付すものとする。

注5) 営業所とは、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の2に規定する営業所をいい、主たる営業所と

は同法に基づく登録申請書に記載した主たる営業所のことをいう。業務⑥において入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。

第4章 地質調査業務

4-1 参加要件

秋田県地質・土質調査業務共通仕様書（以下この章において「地質仕様書」という。）を適用する地質調査業務については、業務内容に応じて発注業務を表4-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表4-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表4-1）

業務区分	業務内容
業務A①	一般的な地質調査業務（総合解析とりまとめを含まない）
業務A②	一般的な地質調査業務（総合解析とりまとめを含む）
業務B	地すべり調査等特殊な技術を要する調査業務

注1）一般的な地質調査業務とは、地質仕様書第2章から第6章までに規定する機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験及び解析等調査業務をいう。

注2）総合解析とりまとめとは、地質仕様書第602条第5項に規定する総合解析とりまとめ業務をいう。

注3）特殊な技術を要する調査業務とは、地質仕様書第7章から第9章までに規定する軟弱地盤技術解析、物理探査及び地すべり調査業務並びにこれらに類する業務をいう。

(2) 標準要件（表4-2）

要件		業務区分		
		業務A		業務B
		(①総合解析とりまとめを含まない)	(②総合解析とりまとめを含む)	
登録	登録要件	地質調査業者登録		地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務登録(注2)
地域	地域要件	県内に主たる営業所		県内に主たる営業所又は営業所(注3)
実績 (注1)	会社	—	(必要に応じて) 同種類業務の実績	同種類業務の実績
	管理技術者	—	(必要に応じて) 同種類業務の実績	同種類業務の実績
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	技術士、技術士同等 RCCM、地質調査技士 (全て部門指定)	技術士、技術士同等、 RCCM (全て部門指定)	技術士、技術士同等、RCCM (全て部門指定)

注1）同種類業務の実績は、国等から受注した業務とする。

注2）地質調査業者登録及び土木関係建設コンサルタント業務（「地質部門」若しくは「土質及び基礎部門」又は当該調査に関連する部門）登録を有することを要件とする。「当該調査に関連する部門」とは、例として、調査後の工事が道路関連である場合は「道路部門」のことをいう。

注3）営業所とは、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは地質調査業者登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を東北管内、全国の順に拡大するものとする。

第5章 補償コンサルタント業務

5-1 参加要件

補償コンサルタント業務については、業務部門に応じて発注業務を表5-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表5-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表5-1）

業務区分	主たる業務内容	業務区分	主たる業務内容
業務A	土地調査部門	業務E	営業補償・特殊補償部門
業務B	土地評価部門	業務F	事業損失部門
業務C	物件部門	業務G	補償関連部門
業務D	機械工作物部門	業務H	総合補償部門

(2) 標準要件（表5-2）

要件		業務区分			
		業務A	業務B	業務C	業務D
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録(注1)			
地域	地域要件	管内に主たる営業所 (注2)	県内に主たる営業所(注3)		
実績 注4)	会社	(必要に応じて) 同種類業務の実績			
	管理技術者	(必要に応じて) 同種類業務の実績			
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	(対象となる部門の) 補償業務管理者、補償業務管理士(注5, 6)			
要件		業務区分			
		業務E	業務F	業務G	業務H
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録(注1)			
地域	地域要件	県内に主たる営業所(注3)			県内に主たる営業所 又は営業所 (注3)
実績 注4)	会社	(必要に応じて) 同種類業務の実績			
	管理技術者	(必要に応じて) 同種類業務の実績			
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	(対象となる部門の) 補償業務管理者、補償業務管理士(注5, 6)			

注1) 複数の部門を含む業務にあっては対象となる業務それぞれの部門の登録を要件とする。

注2) 業務Aにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件をブロック、県内の順に拡大するものとする。

注3) 業務B、C、D、E、F、G及びHにおいて入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、県内、東北管内又は全国の順に営業所を有する者へ地域要件を拡大するものとする。この場合の営業所とは、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第4条第1項第2号に規定する営業所をいい、主たる営業所とは補償コンサルタント登録規程第7条第1項に基づく現況報告書に記載された主たる営業所のことをいう。

- 注4) 同種類似業務の実績は、国等から受注した業務とする。
- 注5) 補償業務管理者とは、補償コンサルタント登録規程第3条に掲げる補償業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録をうけている者をいい、いずれも対象となる業務部門の資格を有する者とする。
- 注6) 複数の部門を含む業務の管理技術者は、主たる業務部門の資格を有する者とする。
- 注7) 業務C、F又はHにおいて補償対象物に大規模な非木造建築物を含む場合には、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条の規定に適合する一級建築士を担当技術者として求めることができるものとする。なお、この場合、会社の登録要件に一級建築士事務所登録を有すること。

第6章 環境調査業務

6-1 参加要件

環境調査業務については、調査、計測、解析及び判定に係る業務について、発注業務部門に応じて表6-1のとおり区分し、入札に参加できる者の要件について、表6-2を標準として定めるものとする。

(1) 業務区分表（表6-1）

業務区分	主たる業務内容	業務区分	主たる業務内容
業務A	騒音調査部門	業務E	電波調査部門
業務B	振動調査部門	業務F	水質調査部門
業務C	大気調査部門	業務G	土壌調査部門
業務D	日照調査部門		

(2) 標準要件（表6-2）

要件		業務区分	
		業務A、C、F	業務B、D、E、G
登録	登録要件	対象となる業務部門の登録（注1）	
地域	地域要件	県内に主たる営業所（注2）	
実績	会社	（必要に応じて）同種類似業務の実績	
	管理技術者	（必要に応じて）同種類似業務の実績	同種類似業務の実績（注3）
配置 予定 技術 者の 資格	管理技術者	環境計量士	—

注1）複数の部門を含む業務にあつては、主たる部門（業務内訳、業務難易度等により判断）の登録を要件とし、入札参加資格要件は当該部門の要件を適用するものとする。

注2）入札参加可能者数の確保が困難であることが予想される場合は、地域要件を拡大するものとする。

注3）業務B、D、E及びGにおける管理技術者は同種類似業務の実績を有することを要件とするものとする。

6-2 その他

調査、計測、解析及び判定業務に環境に係る計画策定業務を含む場合などは、土木関係建設コンサルタント業務として扱うものとし、第1章の規定に基づき対象事業部門又は建設環境部門の登録を有することを入札参加資格要件とする。

附 則

- 1 この標準は、平成20年 4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年 5月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年 6月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年 9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規定は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う業務に適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年7月13日から施行する。